

第66回京丹後市上下水道事業審議会会議録

1. 開催日時：令和7年1月22日（水） 午後1時～午後3時10分
2. 開催場所：京丹後市役所 峰山庁舎201～203会議室
3. 出席者：西村正明会長、今田弘一副会長、袖長恵子委員、草本栄子委員、
蒲田幸造委員、今井秀一委員、柿本寿々子委員、山下初乃委員
欠席者：平野佳代子委員
事務局：橋本上下水道部長
経営企画整備課：小坂課長、川戸課長補佐、吉野課長補佐、
田宮総務経理係長
施設管理課：岸本課長、西口課長補佐、能勢課長補佐
4. 議題
 - (1) 市長挨拶
 - (2) 上下水道事業審議会への諮問
 - (3) 議事等
上下水道事業の現状について
京丹後市水洗化計画の一部見直しについて
5. 公開又は非公開の別 公開
6. 傍聴人の数 0人
7. 内容（要旨）
 - 開会
事務局から第66回京丹後市上下水道事業審議会の開会を告げる。
 - 市長挨拶
中山市長
 - 上下水道事業審議会への諮問
中山市長から会長に諮問
 - 市長退席
中山市長退席（他の公務のため）

■会長挨拶

西村会長

■上下水道部長挨拶

橋本部長

■事務局紹介

橋本部長による上下水道部出席職員の紹介

■議事（会長が進行）

<会長>

最初に、委員の出欠状況について事務局より報告をお願いします。

<事務局>

条例では、委員定数の半数以上の出席で会議が成立することになっています。

本日の出席者については、審議会委員 9 人中 8 人の出席ですので、本日の会議が成立していることを報告します。

■会議著名人の指名

<会長>

続いて、本日の会議録の署名人を指名します。草本委員をお願いします。

■事務局の説明・質問等

<会長>

それでは議事に入ります。初めに、上下水道事業の現状について、事務局から説明をお願いします。

<事務局>

事務局説明【資料説明①、②】

<会長>

ただいま、事務局から上下水道事業の現状について説明を受けた訳ですが、これについて、ご質問、ご意見ありましたらお願いします。

<会長>

水道、下水道とも、4 月以降に入る 3 月の料金や使用料が年間額に含まれていないため、徴収率が低くでているという説明があった。

今日説明を受けた令和 5 年度や令和 4 年度の徴収額については、既に入金額がわかっているはずであるが、なぜ徴収額に含めていないのか。含めていればもっと高い徴収率になっているはずであるが。国からの指示によるものなのか。

<事務局>

決算につきましては、地方公営企業法に則り決算を行っており、3月31日が基準日となりますので、基準日時点での徴収額や徴収率としているものです。

なお、一般会計では5月末までを出納閉鎖期間として設けています。一般会計と同じく5月末までとした場合、徴収率は、水道料金では98.7%、下水道使用料では99.4%の徴収率となります。

<会長>

この会議用にでも、一定期間経過後の徴収率等を示していただくほうがいいと考える。

<会長>

支出では、減価償却費の金額が大きいですが、それなりの固定資産があるから発生するものであると思うが、この固定資産の概要は資料でわかるが、もう少し具体的な資産の内容や減価償却費などを示していただければ理解しやすくなるが。

<事務局>

今回の審議会では、概要を説明させていただきました。次回の審議会のときに、決算書によりもう少し具体的に説明したいと思います。

<委員>

次回、決算書で説明があると思うが、減価償却費について、これに相当するものが引当金という形で決算書にどのように上がってくるのか。

<事務局>

減価償却費のような現金の支出を伴わないものは、資金的収支でいう補填財源として充てられます。内部留保資金として、4条支出での不足する額に充てていく形になります。

<委員>

減価償却費以外に補填財源はあるのか。

<事務局>

消費税等還付金などがあります。本市では、利益剰余金はありませんので、減価償却費や消費税等還付金が補填財源となります。決算書に補填財源明細書がありますので、次回、確認していただけたと思います。

<委員>

水道事業の未収金の状況では、平成5年度とか平成6年度当たりの古いものは、令和4年度も令和5年度も同じ金額が未収金として残っている。これは、もう回収できないという意味なのか。回収できないのであれば、不能欠損として回収不能部分に当たるのではないのか。

<事務局>

未収金については、回収できるようアプローチをしています。例えば、古いところでも、平成9年度の欄の令和4年度と令和5年度を見ていただくと、少し額が減少しています。これは、給水停止や電話催告などにより、未収金を回収したものです。

不能欠損については、令和5年度に自己破産した方がおられ、滞納分は回収不能という判断をしたものです。

<会長>

次の京丹後市水洗化計画の一部見直しの議題に入りたいと思います。先ほど市長から諮問のあった議題です。本日の審議会では、まず、見直しの内容について事務局の方から説明を行っていただきたいと思います。説明後に、質問の時間を取りたいと思いますが、次回にも同じように質問をお受けしたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

<事務局>

事務局説明【資料説明③、④】

<会長>

ただいま事務局の方から説明のありました京丹後市水洗化計画の一部見直しについて、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

たくさんの資料をいただいておりますので、なかなか最後まで目を通していない方があろうかとも思います。次回も、この件についての質問時間を取りたいと思いますので、今日、わからなかった部分については、次回、ご質問願っても結構です。

<会長>

私のほうから1つ。資料3の4ページ、今回見直し案の峰山町新治から福田川左岸までの点線部分は、今回の見直しに含まれるのか。

<事務局>

今回の見直しには含まれないところです。赤い点線の部分が今回の見直しに係る区域です。

<会長>

今回の見直しは、網野町の下岡の一部と小浜の一部ということでよかったか。

<事務局>

そのとおりです。

<会長>

ちょうど時間となりました。本件につきまして、資料3、資料4を持ち帰っていただいて、次回の委員会の時に、また質問をいただくということでお願いします。

事務局の方から、次回の日程をお願いします。

<事務局>

今回の諮問の答申についてですが、水洗化計画の改定案を3月の議会へ上程予定としております。

次回、第2回目の審議会につきましては、事前にお伝えをさせていただいておりますが、来週1月29日水曜日でお世話になりたいと思っております。

会場につきましては、こちらではなく、丹後庁舎の2階の会議室とさせていただきますので、お間違いのないようよろしくお願いいたします。

<会長>

回りの委員会は、ちょうど1週間後の1月29日水曜日の午後1時30分から、丹後庁舎ということでお願いします。

■閉会挨拶

今田副会長

<事務局>

長時間ありがとうございました。

お気をつけてお帰りください。

午後3時10分終了